

公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター 入札結果等の公表に関する実施基準

(目的)

第1条 この基準は、物品購入及び委託契約等における入札結果等の公表を適正かつ円滑に進めるために必要な事項を定めることを目的とする。

(公表対象)

第2条 公表対象は、物品購入及び委託契約等における入札結果と予定価格が250万円以上の随意契約の契約内容とする。

- (1) 競争入札に指名したものの商号又は名称及び入札金額
- (2) 落札者（契約の相手方）の商号又は名称、所在地及び落札（契約）金額
- (3) 予定価格
- (4) 随意契約の相手方の選定理由

2 前項の公表を行った契約について金額の変更を行った場合は、契約変更の内容及び理由を公表する。

(公表方法)

第3条 公表は、原則として落札者を決定した日の翌月1日から、「入札経過調書」及び「随意契約内容及び選定理由書」を公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター（以下「センター」という。）ホームページで公表する。

2 公表期間は、公表を行った日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。

(閲覧)

第4条 閲覧場所は、センター及び足立区役所区政情報課とし、閲覧場所以外への書類の持ち出しは禁止する。

2 閲覧期間は、原則として契約日の属する年度の終了後、5年間とする。

付 則（平成29年11月8日 理事長決定）

この基準は平成29年11月8日から施行する。